

第 11 号

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例の制定について
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例を次のように制定することとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設（以下「中核拠点施設」という。）を設置する。

2 中核拠点施設に、体験・展示施設を置く。

(位置)

第2条 中核拠点施設は、阿蘇郡南阿蘇村に置く。

2 中核拠点施設の区域は、知事が告示をもって定める。

(業務)

第3条 中核拠点施設は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 熊本地震に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 熊本地震に関する学習活動の場を提供すること。

(3) 中核拠点施設にある震災遺構（地表地震断層及び被災した建築物等をいう。）を管理し、及び展示するとともに、当該震災遺構の解説をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(休館日)

第4条 中核拠点施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 中核拠点施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を

変更することができる。

(観覧料)

第6条 体験・展示施設が平常的に展示する資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料（以下「観覧料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の観覧料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められる者

(4) この条例又は中核拠点施設の施設若しくは設備の管理の業務に従事する者の指示に違反した者

(5) その他中核拠点施設の管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第8条 中核拠点施設の施設及び設備のうち、別表第2に掲げるものを独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第9条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 中核拠点施設における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

(4) その他使用させることが中核拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 知事は、第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第2に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料（以下「使用料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第12条 知事は、次に掲げる者が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）

(2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 知事は、次に掲げる者の介護のために現に同伴する者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。）が観覧するときは、観覧料の全部を免除することができる。

(1) 前項第1号に掲げる者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの（以下この号において「重度身障者」という。）又は次の表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が重度身障者に準ずると知事が認めるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1

	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内部障害	心臓機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	じん臓機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	呼吸器機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級、3 級及び 4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級

(2) 前項第 2 号に掲げる者のうち、同号の療育手帳の障害の程度の記載欄に、重度であることの表示として「A」と記載されたもの

(3) 前項第 3 号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級である者として記載されているもの

3 前 2 項に規定する場合のほか、知事は、特別の事情があると認めるときは、観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第 13 条 中核拠点施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、中核拠点施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 7 条から第 10 条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第 1 項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前にされた第 8 条第 1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者

にされた許可の申請とみなす。

- 5 第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が中核拠点施設の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 第8条第1項の許可に関する業務
- (3) 中核拠点施設の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が中核拠点施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第15条 第6条第1項及び第11条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により中核拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に中核拠点施設の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

- 3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった中核拠点施設の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第17条 故意又は過失により中核拠点施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 中核拠点施設に係る指定管理者の候補者の選定その他の指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第6条、第15条関係）

区分	単位	金額
一般人	1人1回につき	500円
県外中・高校生	1人1回につき	400円
県外小学生	1人1回につき	300円

備考

- 1 「一般人」とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校に在学する者並びにこれに準ずる者以外のものをいう。
- 2 「県外中・高校生」とは、県外に住所を有する者であって、県外に所在する中学校若しくは高等学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 3 「県外小学生」とは、県外に住所を有する者であって、県外に所在する小学校に在学するもの又はこれに準ずるものをいう。

別表第2（第8条、第11条、第15条関係）

区分	単位	金額
芝生広場	1平方メートル当たり1時間につき	3円

備考

- 1 面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数の面積を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用する時間が1時間に満たない場合又は使用する時間に1時間未満の端数がある場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 3 午前9時から午後5時までの時間の前又は後の時間における施設の使用に係る使用料の額は、規則で定める。

（提案理由）

平成28年熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来訪者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るため、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。